

点検項目ごとの対応方針（案）

点検項目 1 鳥獣の管理の強化

点検ポイント 1-1 危険鳥獣の管理

1. 現状等

- 令和 7 年度の鳥獣保護管理法改正により、新たに人の日常生活圏にクマ等が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下で銃猟を可能とする緊急銃猟制度が設けられた。(令和 7 年 9 月 1 日施行)
- また、人の日常生活圏で実施される緊急銃猟に安易に頼ることは適切ではなく、長期的な視点に立った計画的な管理を平時から講じるべきであることから、国及び都道府県が、危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な鳥獣保護管理施策の考え方(危険鳥獣の管理に関する考え方)を示す規定が基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に設けられた(令和 9 年 4 月 1 日施行予定)。

※危険鳥獣：人の日常生活圏に出現した場合に危害を及ぼすおそれが大きい鳥獣として、市街地等での緊急銃猟の対象となる鳥獣を指して用いているものであり、クマ及びイノシシを対象としている。

2. 対応方針

- 危険鳥獣の管理に関する考え方に係る規定については、既存資料において既に明らかにされている事項を念頭に設けられたものであるから、こうした内容を参考に、基本指針に必要な事項を追記し、また、これをもとに都道府県が鳥獣保護管理事業計画に必要な事項を記載することを可能とする。
- 基本指針への追記内容としては、危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な考え方を示すとともに、都道府県が鳥獣保護管理事業計画において必要であると認めるときに都道府県が鳥獣保護管理事業計画に定める事項として、危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項を示す。
- 基本指針への記載にあたっては、「クマ類による被害防止に向けた対策方針(令和 6 年 2 月。クマ類保護及び管理に関する検討会作成。)」※等における内容を基本とする。

※<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-prevention-all.pdf>

参考：制度

鳥獣保護管理法第 3 条第 2 項第 5 号関係

国が基本指針において定める事項として、危険鳥獣の管理に関する事項を加えること。

鳥獣保護管理法第 4 条第 2 項第 8 号関係

都道府県が鳥獣保護管理事業計画において定める事項として、危険鳥獣の当該都道府県の区域内における生息の状況その他の事情を勘案して必要であると認めるときは、当該危険鳥獣の人の日常生活

圏への侵入の防止に関する事項を加えること。

※いずれも令和9年4月1日施行。

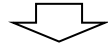
点検ポイント1-2 半減目標

1. 現状等

- 環境省と農林水産省では、被害を及ぼしている特定の鳥獣の個体数の削減に向けて目標を定め、抜本的な鳥獣管理対策を強化することとした。

【抜本的な鳥獣捕獲強化対策（平成 25 年 12 月 26 日環境省・農林水産省）】

- 当面の捕獲目標 ニホンジカ、イノシシについては、10 年後（令和 5 年度）までに個体数を半減させることを目指す。

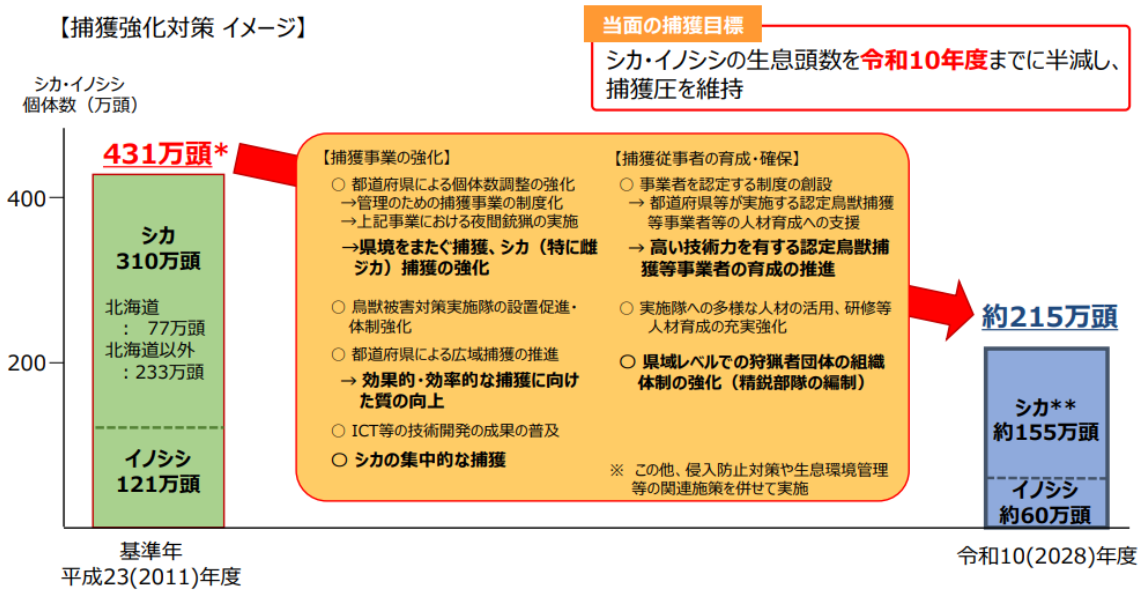


【シカ・イノシシの捕獲強化対策と捕獲目標の見直し（令和 5 年 9 月 1 日）】

生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣について、更なる捕獲対策の強化を図り、

- シカは、令和 10 年度までに、生息頭数の平成 23 年度水準からの半減を目指す。
- イノシシは、平成 23 年度水準の半減を早期に達成し、その後も被害軽減に向けて捕獲圧を維持する。

【捕獲強化対策 イメージ】



*環境省における令和 4 年度の推定値（北海道の個体数は北海道が独自に推定）。

**北海道分は北海道エゾシカ管理計画（第6期：令和 4～9 年度）で示している基準年の推定個体数の半数（39万頭）を用いた。

- 野生鳥獣による農作物被害額は 188 億円（令和 6 年度）。全体の約 7 割がシカ、イノシシによる被害。
- 推定個体数(令和 4 年度時点)は、
ニホンジカは約 246 万頭(中央値) ※90%信用区間：216～305 万頭
イノシシは約 78 万頭(中央値) ※90%信用区間：58～105 万頭
- 令和 6 年度の捕獲頭数は合計 138 万頭。令和 7 年度の捕獲目標を合計 144 万頭と設定。
- シカの捕獲頭数は 74 万頭となり、過去最多だった令和 3 年度とほぼ同じ水準。イノシシの捕獲頭数は 64 万頭となり、令和 5 年度と比較して東日本、西日本とも増加してい

るが、特に西日本にて大きく増加。

2. 対応方針

- 基本指針には、「第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方」において、最新の現状を追記する。
- 具体の対応については、特定計画作成のためのガイドラインを改訂する。
- ニホンジカは令和7年度にガイドライン改定した。改定されたガイドラインでは、捕獲の効果を分析し、高密度地域が確実に低密度化するように捕獲計画を策定すること等を記載。
- イノシシは今年度から改定の検討を行う予定。

点検項目 2 鳥獣の保護の推進

点検ポイント 2-1 鳥獣における鉛汚染対策

1. 現状等

- ・ 指定猟法禁止区域は、北海道では全域が指定されており、鉛製ライフル弾及び 7mm 以上の鉛製散弾の使用が禁止されている。北海道以外の地域では計 143 か所、約 10 万 3 千 ha(主に鉛製散弾の規制) が指定されている。
- ・ 2020 年 3 月から、鉛中毒による鳥類の影響を科学的かつ客観的に評価するため専門家による検討会を開始。全国的な鉛汚染状況を確認。
- ・ 2025 年 4 月の改正鳥獣保護管理法の附帯決議(衆・参)の 1 つに「令和十二年度までに鉛製銃弾に起因する鳥類での鉛中毒の発生をゼロとすることを目指して令和七年度から鉛製銃弾の段階的な使用規制が開始されることを踏まえ、その影響についての科学的知見も踏まえつつ、非鉛製銃弾の使用の促進を図る取組を進めること。」が盛り込まれた。
- ・ 2025 年度からモデル地域での規制の試行を開始。社会的影響等も同時に検討中。
- ・ これまで地域的に指定猟法禁止区域が設定されてきたが、10 年以上前から指定区域はほとんど増加しておらず、全国のモニタリング調査では鳥類の鉛汚染を確認している状況。
- ・ 全国規制に向けて検討を開始する必要がある一方、鉛弾以外の鉛汚染や鳥類個体群への影響等が十分明らかになっていないこと、非鉛弾は鉛弾に比較して高価であることなどから、有害捕獲や管理捕獲への影響を考慮する必要がある。
- ・ 業界団体への聞き取りでは、非鉛弾はほぼ輸入に頼らざるを得ないことなどから、急な切り替えは困難であり、全国規制の時期は切り替えに係る期間等を考慮し、明確化すべきとの意見がある。

2. 対応方針

- ・ 鳥類における鉛汚染を防止するため、鉛製銃弾による鳥獣の捕獲に関して、科学的知見の蓄積、指定猟法禁止区域制度の活用、鳥獣捕獲等事業における非鉛製銃弾の使用の検討、非鉛製銃弾への切替え促進、代替弾に関する情報提供等について記載する。
- ・ 基本指針において、全国のモニタリング調査の結果から全国的な汚染が認められていることまたその汚染の一部が鉛弾によるものであることが確認されていることについて情報を更新する。
- ・ 一方で鉛弾以外の要因については十分明らかになっていないことから、引き続き調査・分析により科学的知見の集積が必要であることを追記する。

- ・ そのうえで、鉛弾による鳥類の鉛汚染も確認されており、国は都道府県の協力も得て、全国における指定猟法禁止区域の設定の検討や、鉛弾と同等の性能があることを示すための試射会の実施や普及啓発等の非鉛弾への切り替えを促進する取組を行う旨を追記する。
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業においては非鉛弾の使用を引き続き進めていくこととする。

参考：制度

鳥獣保護管理法第 15 条第 1 項（指定猟法禁止区域）

環境大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる区域について、それぞれ鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法（以下「指定猟法」という。）を定め、指定猟法により鳥獣の捕獲等をするを禁止する区域を指定猟法禁止区域として指定することができる。

- 一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため必要な区域
- 二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため必要な区域であつて、前号に掲げる区域以外の区域。

鳥獣保護管理法第 18 条（鳥獣の放置等の禁止）

鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をした者は、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合を除き、当該捕獲等又は採取等をした場所に、当該鳥獣又は鳥類の卵を放置してはならない。

基本指針Ⅰ 第六

9 鳥類の鉛中毒の防止

鳥類における鉛中毒を防止するため、北海道を始めとした全国各地で指定猟法禁止区域を指定する等の取組を進めてきているが、現在も鉛中毒の発生自体は確認されており、鳥類の鉛中毒による影響を防止するための取組を推進するに当たって、鉛中毒の発生実態に関する科学的知見の蓄積に引き続き努めていく必要がある。

国は都道府県の協力も得て、鳥獣の捕獲等に起因する鳥類の鉛汚染の現状を科学的に把握するための全国的なモニタリング体制を構築し、科学的知見の蓄積に努める。また、モニタリングの結果も踏まえ、鉛中毒による鳥類への影響を評価するとともに、水鳥又は猛禽類の保護の観点から効果が見込まれる場合には、都道府県において当該地域での指定猟法禁止区域制度の活用や鳥獣捕獲等事業における非鉛製銃弾の使用を検討する。また、非鉛製銃弾への切替えを促進するため、代替弾に関する情報提供に努め、捕獲した鳥獣を山野等へ放置しない等の捕獲個体の適切な取扱いについての普及啓発を進めるとともに、取締り等により、放置の禁止について徹底を図る。

基本指針Ⅲ 第四

1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用

し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

基本指針Ⅲ 第六

4 指定猟法禁止区域

(1) 指定の考え方

鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

基本指針Ⅳ 第二

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複していて、科学的な知見から、野鳥の鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域における事業の実施にあつては、非鉛製銃弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

*指定管理鳥獣対策事業交付金事業実施要領では、銃猟での捕獲では必ず非鉛弾を使用する旨を記載すること（ただし、非鉛製銃弾を使用できない場合は、鳥類の鉛中毒を防止するための具体的な措置を記載すること）を規定している。

点検ポイント 2-2 錯誤捕獲の防止、猟法・猟具の基準等の適正化

1. 現状等

- ・ 令和4、5年度に錯誤捕獲に関する市町村、都道府県アンケート調査を哺乳類学会と実施。全国的に錯誤捕獲が発生しており、クマの錯誤捕獲が多い状況。
- ・ 錯誤捕獲に関する情報は哺乳類学会と共同で実施した結果のみであり、捕獲現場からの情報の報告の仕組み等は確立されていない。
- ・ 令和7年4月の改正鳥獣保護管理法の附帯決議（衆・参）の1つに「くくりわな又は箱わなによる錯誤捕獲は、意図せぬクマの捕殺や野生動物に不必要な苦痛を与えることにつながるおそれが多いことから、錯誤捕獲の発生防止対策を検討すること。」が盛り込まれた。
- ・ くくりわなは、直径が12cmと規定されており、通知で輪の直径の計測方法が記載されている。通知が策定された2007年当時は、同心円のくくりわなが主流だったが、近年は、いわゆる「お弁当箱型」や「ぞうり型」と呼ばれる横に長い形状のものが主流になっており錯誤捕獲等が問題となっていると指摘されている。
- ・ わなの見回り方法、頻度について、錯誤捕獲や人身事故の防止の観点からは1日1回以上の見回りを行うべきであるが、ICT機器等の活用により必ずしも実際に現地を見回ることなく、遠隔で監視することで、労力負担を緩和できる余地がある。
- ・ 錯誤捕獲があった際に放獣できる体制整備ができていない。対応できる業者が少ない。
- ・ 錯誤捕獲を防止するために改良されたわなや捕獲対象鳥獣の捕獲効率を調査した事例が報告されている。
- ・ とらばさみは、許可を得なければ使用できないが、無許可で使用されている事例等により不適切な捕獲が一定数生じているという指摘がある。
- ・ とらばさみは、許可を得なければ使用できないが、無許可や不適切な使用があるとすれば課題である。

2. 対応方針

(1) 錯誤捕獲の情報収集について

- ・ 全国的に指定管理鳥獣の管理が強化される中で、わなの使用に伴う錯誤捕獲の増加も懸念されることから、錯誤捕獲の防止、実態の報告・情報収集、わなの形状の改良等について記載。
- ・ 基本指針には、錯誤捕獲情報を収集する目的、意義の記載がないため、錯誤捕獲情報の収集は、錯誤捕獲を防止し、安全かつ確実な捕獲技術の開発に資するために行うことを追記しつつ、その結果、捕獲効率の向上及び捕獲意欲の低下防止などの効果が期待されるという観点等を追記する
- ・ 施行通知において、報告様式（統一フォーマット）を提示する。項目は、基本指針に記載の項目を基本としつつ、基本指針に示す目的を踏まえ必要な項目（例えば、わなの構造、罾の種類、かけ方等）等を、種によってメリハリをつけた形で示す。一方で、すでに報告様式等を独自に整備している場合はそれを継続することを否定しない。

- ・ 錯誤捕獲の対応については、わなの適正な利用等に関するマニュアル（以下マニュアルという）を次年度以降整備する予定であり、その検討作業の中で、錯誤捕獲が捕獲効率に与える影響やデータの活用例を示す。またモデル事業（すでにデータを収集している行政機関等と協力し活用のための分析を実施）や指定管理鳥獣捕獲等事業等を通じて情報を収集する効果の評価方法、情報収集の方法や仕組みを検討する。

（２）くくりわなの構造について

- ・ 輪の直径の計測方法について、狩猟では個人での錯誤捕獲対応が適切にできず危険であることを理由として内径の最大長を 12 cm とする通知の変更案を出したところ、わなの構造や種類が 12 cm を規定した当時から変化しており現場での混乱を招くことから、現在の状況に即して検証等を行ってから慎重に見直しを行うべきとの意見が多かったことから、マニュアル整備の中で自治体や使用者等の意見を踏まえ検討し、必要に応じて次期（第 15 次）の基本指針の見直しに反映することを目指す。
- ・ マニュアルの整備作業の中で、くくりわなの輪の直径に関するデータ収集・検証、わなの構造的（跳ね上げ式、踏み込み式等）課題等の検証、許可の目安としてわなの種類（構造等）で場合分けして整理する。また、締め付け防止金具の位置、ワイヤーの長さ、根付の条件について事例を収集、推奨例の紹介等を実施する。

（ア）その他の錯誤捕獲の防止について

- ・ 基本指針にて、ICT 機器の活用により見回り頻度を削減することを可能とする。例えば、「原則 1 日 1 回以上のわなの見回りを求めているが、ICT 機器等の活用により、遠隔からわなの動作状況を確認でき、かつ当該わなが作動していない場合等は、見回りの頻度を削減できる」とする旨を追記する。
- ・ 同じく基本指針にて、錯誤捕獲防止の技術開発の記載箇所は、「かつ効率的に捕獲できる」を追記する。
- ・ マニュアルの整備作業の中で、餌の使用や運用方法の改善、錯誤捕獲が起こりにくいわなや、錯誤捕獲が発生した場合に簡便に解除・放獣できるわな等の開発により、捕獲効率を維持しつつ錯誤捕獲を防ぐ方向性の検討を行う。また捕獲効率向上を目的とした錯誤捕獲防止として、罠の形状（跳ね上げ式、踏み込み式等）、設置場所、設置方法（餌に誘導方法等）、根付等について、事例集等の作成の検討、技術開発の事例収集、紹介（必要に応じてモデル事業実施）を行う。

（イ）錯誤捕獲時の対応について

- ・ 基本指針では、錯誤捕獲時の対応の実施体制等について、特定計画や指定管理鳥獣捕獲等事業の記載項目としてのみであることから、特に変更は行わない。
- ・ マニュアルの整備作業の中で、錯誤捕獲対応の実施体制の事例収集、紹介や錯誤捕獲対応の事例収集、紹介を行う。

（ウ）とらばさみについて

- ・ 都道府県アンケートでは 40 県中、実質 1 件のみ許可事例と見込みがあるとの回答であった。またアンケート調査からもとらばさみを無許可で使用している事例があると考えられること、適切に扱えないと錯誤捕獲個体へのダメージが大きい猟具で

あることから、基本指針において、許可捕獲でも使用を認めないこととし、販売や所持も含め普及啓発に努めることとする。

参考：制度

- 狩猟及び許可捕獲での使用可能なわな（くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな）の基準等は以下のとおり

	シカ、イノシシ	クマ	左記以外の鳥獣
狩猟	くくりわなは、輪の直径が 12 cm以内、締め付け防止金具及びよりもどしが装着されているもの、ワイヤーの直径が 4 mm以上に限り可	わな使用は禁止	くくりわなは輪の直径が 12 cm以内、締め付け防止金具が装着されているものに限り可
許可捕獲	同上	はこわなのみ可	同上

- とらばさみは、以前法定猟法として使用されていたが、錯誤捕獲のおそれがあり、また、錯誤捕獲における対象個体の損傷の程度が大きいこと、改良によってこれらの課題を克服することが困難であること等のため、平成 19 年の施行規則改正により法定猟法から除外されている。

鳥獣保護管理法施行規則第 2 条第 1 項

法第二条第六項の環境省令で定める銃器、網又はわなは、それぞれ次に掲げるものとする。

- 三 わな くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな（囲いわなにあっては、農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置するものを除く。）

鳥獣保護管理法施行規則第 10 条第 3 項

3 法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。

七 同時に三十一以上のわなを使用する方法

八 鳥類並びにヒグマ及びツキノワグマの捕獲等をするため、わなを使用する方法

九 イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、締め付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法

十 ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの又は締め付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法

基本指針 I 第三

5 鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項

(1) 錯誤捕獲の防止

全国的に指定管理鳥獣の管理が強化される中で、わなの使用に伴う錯誤捕獲の増加も懸念される。国及び都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業を始めとする鳥獣捕獲等事業においては、錯誤捕獲される鳥獣の種類、数、処置、わなの使用状況等の情報を収集し、錯誤捕獲の防止及び錯誤捕獲が発生した際の

対応のための対策に活用するとともに、錯誤捕獲の防止に効果が見込まれる場合には、わなの形状の見直しや使用規制等の措置を講じるとともに、市町村は、都道府県の依頼に基づき各市町村内で実施している被害防止目的の捕獲における錯誤捕獲の情報を都道府県に報告する。また、頻繁にわなを見回ること、わなを設置した付近でクマ類やカモシカ等の生息が確認された場合にはわなを移動する等のわなの適正な使用の徹底を図るとともに、錯誤捕獲した場合の対応について指導することにより、錯誤捕獲の防止と安全の確保に努める。事業実施者は、クマ類やカモシカ等の生息地において、わなによる捕獲を行う場合に、これらの動物を錯誤捕獲した場合の放獣体制及び放獣場所を事前に整備・決定しておくなど、安全な放獣に努める。錯誤捕獲の防止は、捕獲等の非対象種を保護する観点で重要であるとともに、鳥獣の計画的な管理にも寄与するものであることにも留意する。

基本指針Ⅲ 第四

1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、以下を満たす基準を設定する。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類やカモシカ等の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

- ① イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

3) ヒグマ及びツキノワグマをわなで捕獲する許可申請の場合 はこわなに限る。

基本指針Ⅲ 第四

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

3-1 捕獲許可した者への指導

(4) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、クマ類やカモシカ等の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、クマ類やカモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。な

お、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続を行うものとする。

基本指針Ⅲ 第七

2 鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査

(2) 捕獲等情報収集調査

錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

基本指針Ⅲ 第八

3 新たな技術の研究開発・普及

(1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発・普及

わな猟について、新しい猟法の開発や ICT 等を活用した捕獲技術の普及及び錯誤捕獲の少ないくくりわなやはこわなの改良を進める。

基本指針Ⅳ 第三

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項

捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な範囲で報告させ、わなの技術の改良を図る。

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について」（令和 7 年 2 月 28 日付け環自野発第 2502282 号自然環境局野生生物課長通知）

II 鳥獣の捕獲に関する審査基準

1. わなの取扱いについて

(1) 許可基準

基本指針Ⅲ. 第四. 1 (3) わなの使用に当たっての許可基準は、地域的に絶滅のおそれの高いクマ類等の錯誤捕獲を防止し、仮に錯誤捕獲があった場合の当該個体の損傷を軽減し、解放を促すため、以下のとおり定めたものである。

① くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

a イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

b イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が 12 センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

② とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

③ ヒグマ及びツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合
はこわなに限るものとする。

なお、輪の直径 12 センチメートルの計測は、内径の最大長の直線に直角に交わる内径を計測するものとする。

点検ポイント 2-3 狩猟鳥獣の選定の考え方

1. 現状等

- ・ 狩猟鳥獣は 46 種を指定（鳥類 26 種、獣類 20 種）されており（施行規則第三条）、獣類 20 種の中にノネコ、ノイヌが含まれる。
- ・ 局長通知では、「野生」の定義を、「当該個体が元々飼育下にあったかどうかを問わず、飼主の管理を離れ、常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している状態」としている。ノネコ、ノイヌについては、生物学的な分類ではペットとして飼われているネコ、イヌと変わらないが、飼主の元を離れて常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している個体を「ノイヌ」「ノネコ」としている。なお、飼い主の元を離れてはいても、市街地または村落を徘徊しているようないわゆる「ノラネコ」「ノライヌ」は「ノネコ」「ノイヌ」には該当せず法の対象にはならないとしている。
- ・ ノネコおよびノイヌの狩猟における全国での捕獲数は以下の通り（都道府県からの報告数の集計）。

種	年度	計	わな	第一種 装薬銃	第二種 空気銃
ノネコ	令和元年度	25	19	6	0
	令和2年度	26	21	3	2
	令和3年度	44	31	10	3
ノイヌ	令和元年度	11	8	3	0
	令和2年度	10	4	6	0
	令和3年度	7	2	5	0

- ・ ノネコおよびノイヌは、昭和 24 年に「他の鳥獣を捕食する等の影響を防止する」という目的で狩猟鳥獣に指定された経緯があり、近年の狩猟鳥獣の見直しにおいては、「外来鳥獣の管理」という観点で指定され続けている状況であるが、以下の理由から狩猟鳥獣からの解除を検討する。
 - ① 実際の狩猟活動において、ノネコおよびノイヌの捕獲数はわずかであり、狩猟対象としてのニーズが低い。
 - ② ノネコとノラネコ、イエネコ（飼い猫）の区別が現場で困難であり、錯誤捕獲によるトラブルや動物愛護法違反のリスクがある。
- ・ ②については、狩猟鳥獣から外しても野生鳥獣であれば、生態系への被害について許可捕獲で計画的に捕獲することが可能であり、①、②を踏まえても狩猟鳥獣に残しておく利点が特にないと考える。一方で、現状の基本指針ではこのような種の解除要件が明確ではない。
- ・ 外来鳥獣については、「当該鳥獣の保護の観点」は必要ないのではないかと指摘がある。

2. 対応方針

- ・ 基本指針の狩猟鳥獣の選定の考え方（基本指針 I 第四 1）において、飼養されている動物との識別が外見上困難な種については、現状として狩猟においては錯誤捕獲に伴う対応が困難な場合があると考えられること、また近年の狩猟実績も踏まえ、対象種としての適否を検討する一方で、狩猟鳥獣以外の種を管理等する目的で捕獲する場合にあっては、許可捕獲において対応する旨を追記する。
- ・ 外来鳥獣については、但し書きにおいて、選定の観点のうち「①当該鳥獣の保護の観点」は該当しない旨を追記する。
- ・ 具体的な狩猟鳥獣の種の見直しについては、基本指針改正後にこれに基づき改めて検討を行う（令和 9 年度夏メド）。

参考：制度

鳥獣保護管理法第 2 条第 7 項

「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないもの。

鳥獣保護管理施行規則第 3 条

法第二条第七項の環境省令で定める鳥獣は、別表第二に掲げる鳥獣とする。

別表第二（種名のみ記載）

鳥類（26 種類）

カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く。）、キジ、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス

獣類（20 種類）

タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（ツシマテンを除く。）、イタチ（雄）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

基本指針 I 第四

狩猟鳥獣は、以下の 1) 及び 2) の選定の考え方に基づき、環境省令で定めるもの。

- 1) 地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。
- 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次の①～③のいずれの観点でも著しい影響を及ぼさないもの。
 - ① 当該鳥獣の保護の観点
 - ② 生物多様性の確保の観点
 - ③ 社会的・経済的な観点

この際、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業又は生態系等に係る被害の程度の側面等を踏まえ、総合的に検討する。なお、外来鳥獣については、当該鳥獣が狩猟の対象となることによる当該鳥獣の計画的な管理への影響の有無等についても考慮する。

国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、対象となる鳥獣の見直しを行う。

*外来鳥獣についての記述は前回の改正で追加された内容

点検項目 3 人材確保

点検ポイント 3 中長期的な鳥獣保護管理の担い手の確保

1. 現状等

- 公的な捕獲の担い手や地域関係者との調整をするコーディネーター等の必要性は従来から指摘等されてきたところであり、令和7年度に緊急銃猟制度が創設されると、改めてその必要性が指摘された。
- こうした鳥獣保護管理の担い手に関しては、平成26年度には認定鳥獣捕獲等事業者制度が創設され、民間においても資格制度が作られており人材を一定の形で認証等する仕組みが設けられている。また、従来から、捕獲の担い手の確保に向けた狩猟フォーラム等の取組や狩猟免許取得後の支援についても行われている。
- 一方で、このような取組等により鳥獣保護管理の担い手の育成が行われたとしても、継続的に地域で確保（雇用、契約等）していく受け皿（組織、仕組み）や、それを地域で支え発展させる体制がなければ、育成等した鳥獣保護管理の担い手の活躍の機会は生じず、また、活躍の機会がなければ、前述の育成等や更なる技術向上等にも繋がらないところであるが、鳥獣保護管理の担い手を継続的に地域で確保していくための政策については、これまで、ほとんど議論が行われてきていない。
- 中でも、鳥獣保護管理の担い手を継続的に確保するために必要となる、自治体の財源の課題については、環境省による交付金が今後大幅に増加することを前提とすることができない以上、交付金に頼らずとも自走可能な仕組みを具体的に検討する必要がある。
- また、公的な捕獲の担い手としては、認定鳥獣捕獲等事業者制度があるが、この制度が創設された当初想定されていたようには活用されていない現状がある。当該制度の改善に係る検討について、特に財政面も含め組織として自走できるようにする観点において、検討が必要である。
- 「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の改正に係る準備会合」の開催後、環境省では、緊急銃猟をはじめとした捕獲等、鳥獣行政に従事する者等を地方公共団体が雇用するために必要な人件費について、指定管理鳥獣対策事業交付金により財政支援を行うこととなり、対策予算についても101億円（令和7年度補正予算と令和8年度予算案の合計）を計上した（令和6年度補正予算と令和7年度当初予算の合計は27億円）。

2. 対応方針

①状況変化の追記
〈追記箇所〉 P3 I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項 第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方
〈追記理由〉
②以降の内容の背景となる情報として記載する必要があるため。

〈追記内容〉

○令和7年度の鳥獣保護管理法改正により、緊急銃猟制度が創設され、市町村がその実施主体とされたこと。

○緊急銃猟を、現に実力を有するというのみで私人に依頼せざるを得ない状況は、本来是正すべきものであり、自治体等において新たに捕獲者を確保することへの期待が高まっていること。

○「クマ被害対策パッケージ」（令和7年11月クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定。）で環境省等が自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の雇用に対する支援及び育成を進めることとされたこと。

②市町村の役割の追記

〈追記箇所〉 P4

I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

第二 関係主体の役割の明確化と連携

1 関係主体ごとの役割

（2）地方公共団体の役割

イ 市町村

〈追記理由〉

令和7年度の鳥獣保護管理法改正により創設された緊急銃猟制度は、市町村長がその実施主体とされた。

また、「緊急銃猟ガイドライン」（令和7年7月、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室作成）等において、平時における事前準備の一環として、市町村が緊急銃猟の実施に必要な体制確保を行うことが推奨されている。

上記の内容を基本指針にも記載するもの。

〈追記内容〉

○市町村は、「緊急銃猟ガイドライン」等も参考に、都道府県と連携し、緊急銃猟を実施する旨。

○市町村は、緊急銃猟の実施に必要な体制確保を行う旨。

※その他、捕獲等の主体の確保の文脈とはならないが、「クマ被害対策パッケージ」や資料1-1の危険鳥獣の管理の考え方を踏まえ、クマを市街地に出没させない対策についても、都道府県と連携し、担当できる人材の確保を進める旨も追記。

③緊急銃猟の対応体制の追記

〈追記箇所〉 P6

I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

第二 関係主体の役割の明確化と連携

2 関係主体の連携

（2）鳥獣の管理のための捕獲体制の整備

〈追記理由〉

緊急銃猟制度の創設を受けて当該制度における捕獲について追記が必要であるため。
また、緊急銃猟を、現に実力を有するというのみで私人に依頼せざるを得ない状況は、本来是正すべきものであり、自治体等において新たに捕獲者を確保することへの期待が高まっているため。

〈追記内容〉

- 緊急銃猟を実施する場合に備え、緊急銃猟を実施する者の要件を満たす者の確保を含む、必要な体制確保が必要であること。
- 緊急銃猟を実施する者については、現に実力を有するというのみで私人に依頼せざるを得ない状況は、本来是正すべきものであり、自治体等において新たに捕獲者を確保することへの期待が高まっていること。

④クマ対応体制の追記

〈追記箇所〉 P6

- I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
- 第二 関係主体の役割の明確化と連携
- 2 関係主体の連携
- (3) 市街地等に出没する鳥獣への対応

〈追記理由〉

近年のクマの大量出没を踏まえ、クマについてはことさらに対応体制を強化する必要があり、「クマ被害対策パッケージ」においてもクマ対策を担える人材の育成及び確保の推進について指摘されているため。

※上記は捕獲等の主体の文脈とは異なるが、後述のとおり、新たに自治体が雇用する捕獲者には、捕獲等以外の役割を兼ねる場合が想定されることも踏まえ、ここで併せて整理するもの。

〈追記内容〉

- 特にクマについては、クマの出没防止対策、出没後の捕獲等の対応も含め、早急に必要な体制の確保を進める必要があること。

⑤市街地に鳥獣が出没した場合の対応に緊急銃猟による対応の追記

〈追記箇所〉 P16

- I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
- 第五 人材の育成及び配置
- 1 鳥獣の保護及び管理に関わる人材の育成及び配置

〈追記理由〉

緊急銃猟制度の創設を受けて当該制度における捕獲について追記が必要であるため。
また、緊急銃猟を実施する者については、現に実力を有するというのみで私人に依頼せざるを得ない状況は、本来是正すべきものであり、自治体等において新たに捕獲者を確保することへの期待が高まっているところ、現行においては、捕獲等の実施主体については技術を持った団体・事業者等との連携についてのみ記載されており、自治体職員

自らが捕獲等を行う選択肢について記載されていないため。

〈追記内容〉

捕獲等の制度的な枠組みとして緊急銃猟に関して追記すること。

捕獲等の主体に自治体職員を追記すること。

⑥捕獲等の役割、ガバメントハンターに関する追記

〈追記箇所〉 P53

Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

(1) 人材の育成及び配置

なし (小見出しを追記)

〈追記理由〉

「クマ被害対策パッケージ」で環境省等が自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者(ガバメントハンター等)の育成を進めることとされたこと、これらの人材の確保に関する指定管理鳥獣捕獲等事業による財政支援は令和7年度補正予算より既に開始しており、早急に緊急銃猟等に従事する自治体職員の定義等について示すことが求められていることから追記するもの。

なお、ここで、単にガバメントハンターの定義だけを記載する場合、当該者が捕獲等のみを担当する者であるかのような誤解を招くおそれがあり、実際、捕獲等以外の総合的な対策(生息環境管理や被害防除対策、地域関係者との調整等)を行う人材が求められているため、まずは捕獲等の役割について整理した上で、所謂ガバメントハンターとして新たに雇用される者の定義や役割等について、字義を踏まえ捕獲等の役割を中心として記載しつつ、他の役割(生息環境管理や被害防除対策等を実施する役割。また、地域関係者との調整等のコーディネーターの役割。)も担うことが期待される旨を記載する。

〈追記内容〉

○捕獲等の役割について。

○ガバメントハンターの定義、役割、求められる人材について。

○ガバメントハンターの育成、確保に関する留意事項(十分な報酬や自損事故時の補償の整備等)について。

○ガバメントハンターは鳥獣の生息環境管理や被害防除対策、あるいは、地域関係者との調整等のコーディネーターの役割を兼ねることも期待されること。

⑦生息域管理、出没防止対策の役割に関する追記

〈追記箇所〉 P53

Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

(1) 人材の育成及び配置

なし（小見出しを追記）
<p>〈追記理由〉</p> <p>「クマ被害対策パッケージ」で環境省等が自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成を進めることとされたこと、前述のとおり、必要に応じ指定管理鳥獣対策事業交付金も活用し新たに配置するガバメントハンターには生息環境管理や出没防止対策の役割を果たすことも期待されるため、ここで整理する必要があるため。</p> <p>※上記は捕獲等の主体の文脈とは異なるが、捕獲等の主体の確保に関係するため、ここで整理するもの。</p>
<p>〈追記内容〉</p> <p>○生息環境管理、被害防除対策の役割の必要性</p> <p>○生息環境管理、被害防除対策の定義、役割、求められる人材について</p>

⑧地域関係者との調整等を行う役割に関する追記
<p>〈追記箇所〉 P53</p> <p>Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項</p> <p>第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項</p> <p>3 保護及び管理の担い手の育成及び配置</p> <p>（1） 人材の育成及び配置</p> <p>なし（小見出しを追記）</p>
<p>〈追記理由〉「クマ被害対策パッケージ」で環境省等が自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成を進めることとされたこと、前述のとおり、必要に応じ指定管理鳥獣対策事業交付金も活用し新たに配置するガバメントハンターには地域関係者との調整等を行う役割を果たすことも期待されるため、ここで整理する必要があるため。</p> <p>※上記は捕獲等の主体の文脈とは異なるが、捕獲等の主体の確保に関係するため、ここで整理するもの。</p>
<p>〈追記内容〉</p> <p>○地域関係者との調整等を行う役割の必要性</p> <p>○地域関係者との調整等を行う役割の定義、役割、求められる人材について</p>

⑨計画的な緊急銃猟等の対応体制の確保に関する内容の追記
<p>〈追記箇所〉 P55</p> <p>Ⅲ 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項</p> <p>第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項</p> <p>なし（小見出しを追記）</p>
<p>〈追記理由〉令和7年度に環境省が実施したアンケート（※）によれば、10年後も現</p>

状での捕獲等の体制が確保できる見込みについて、「ある」、「ない」の回答がほぼ同数であった。一方で、クマが出没した場合に緊急銃猟により対応できるかどうかは直接的に地域住民の生命等に影響することから、必要な地域においては、当該地域全域において、緊急銃猟が実施できる体制が確保されている必要がある。

(※) 令和7年11月末～12月末に実施。都道府県の担い手確保の状況を代表していると思われる市町村を4市町村を選定するよう都道府県に依頼し、145市町村（都道府県によっては、4市町村に満たない場合や超える場合がいくつかあった）が回答。その上で、緊急銃猟の実施体制の整備として、自治体においてガバメントハンターを雇用・育成したり、認定鳥獣捕獲等事業者をはじめとする事業者等が緊急銃猟にも対応できるよう育成等を行うなど体制を整えるには、時間がかかるだけでなく、中長期的な見通しのもとに、安定的な財源の確保が必要である。これを踏まえ、都道府県は、市町村と連携して、計画的な緊急銃猟等の対応体制の確保について、中長期的な方針を示すことが望ましいものと考えられるため、追記するもの。

併せて、整備する対応体制は、単独の自治体で行われなければならないものではなく、複数の自治体により整備することはあり得ることも現実的な体制整備の選択肢として示すもの。

〈追記内容〉

○都道府県は、状況変化も踏まえ、中・長期的な鳥獣保護管理事業（特に緊急銃猟）の実施体制が当該都道府県全域を網羅する目標年数を記載し、計画的に当該体制の整備を進めるべきこと。

○なお、体制確保にあたっては、複数の自治体により対応体制を構築するなどの工夫がありうること。

点検項目 4 感染症対策

点検ポイント 4 野生鳥獣に由来する感染症対策

1. 現状等

- ・ 高病原性鳥インフルエンザに対しては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」を作成し、都道府県自然環境部局及び家畜衛生部局等と連携し、ウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、住民への情報提供や普及啓発等も実施している。
- ・ 豚熱及びアフリカ豚熱に対しては、野生イノシシの感染確認検査を実施している。
- ・ その他の感染症に対しては、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努めている。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザへの対応について、近年国際的に野鳥だけでなく、野生の哺乳類への感染や大量死の事例が確認されており、国内においても令和7年に北海道の道東地域でゼニガタアザラシ及びラッコの感染が確認されるなど、ウイルスの感染動向が変化してきている。一方で、基本指針には哺乳類の扱いについて明確な記載は無く、検査対象として扱うのか等について、現場の対応に混乱が生じることがある。
- ・ その他の感染症への対応について、生物多様性保全の観点で感染症のリスク評価を実施し、「鳥獣病原体保有状況調査」として監視を実施しているが、当該調査の内容が「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に含まれておらず、その位置づけが不明確であるため、高病原性鳥インフルエンザのサーベイランスとの運用に混乱が生じている。

2. 対応方針

- ・ 高病原性鳥インフルエンザへの対応について、昨今のウイルスの感染動向を踏まえた記載にするとともに、サーベイランスの対象等に野生の哺乳類を含める内容に修正し、野生の哺乳類の検査方法等の詳細は「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に記載する。
- ・ その他の感染症への対応については、生物多様性保全の観点での感染症のリスク評価等の内容及び当該取り組みの方針をまとめた「野生鳥獣に関する感染症対策に係る鳥獣保護管理の取組方針」の内容並びに「鳥獣病原体保有状況調査」の内容を追記し、鳥インフルエンザ対策等と同列にして、位置づけを明確化する。
- ・ 各種対応についてワンヘルス・アプローチの観点を踏まえて実施することを記載する。